

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款が定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般的に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする宿泊客には、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

ただし、当ホテルが当該申し込みを承諾していないことを明らかにしたときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金、次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

ただし、本項は、旅館業法第5条に定める以外の事由によって宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

ただし、宿泊しようとする者が、障害者差別解消法第8条第2項の規定に基づき、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を求める場合を除きます。

なお、本号の適用に当たっては、旅館業法その他の関係法令に基づき、当該言動の内容、手段、態様及びホテル又は他の宿泊客への影響を踏まえて個別に判断します。
- (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 福島県旅館業法施行条例第10条に規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2

に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理をすることがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

ただし、本項の適用に当たっては、旅館業法第5条その他の関係法令の趣旨を踏まえ、宿泊客の言動の内容、重大性、継続性、他の宿泊客及び従業員への影響並びに当ホテルが講じた対応等を総合的に考慮し、個別に判断します。

（1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

（2）宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの

（3）宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（4）宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

（5）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

ただし、宿泊客が、障害者差別解消法第8条第2項の規定に基づき、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を求める場合を除きます。

なお、本号の適用に当たっては、旅館業法その他の関係法令に基づき、当該言動の内容、手段、態様及びホテル又は他の宿泊客への影響を踏まえて個別に判断します。

（6）宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

（7）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

（8）指定場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

（9）福島県旅館業法施行条例第10条に規定する場合に該当するとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊契約解除の説明）

第7条の2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

ただし、宿泊客の故意又は過失により当ホテルに損害が生じた場合における、第18条に基づく損害賠償の請求を妨げるものではありません。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。

ただし、連続して同じ部屋に宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間を超えて客室を使用される場合には、1 室あたり 1 時間ごとに 3,300 円（ただし、1 時間未満は 1 時間に切り上げて計算し、消費税を含みます。）の追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、館内のご案内、客室内のご案内、当ホテル公式ウェブサイトその他の適切な方法でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

門 限	:	22 時 00 分
フロントサービス	:	22 時 00 分

(2) 飲食等（施設）サービス時間

朝 食	:	7 時 00 分～ 9 時 00 分
昼 食	:	11 時 30 分～13 時 30 分
夕 食	:	18 時 00 分～21 時 00 分
その他飲食等（ラウンジ）	:	9 時 00 分～20 時 00 分
（宿泊客専用ラウンジ）	:	5 時 30 分～23 時 00 分

(3) 付帯サービス施設時間

ショップ	:	8 時 00 分～20 時 00 分
------	---	--------------------

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館業賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。

ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告（あらかじめ明確に申告）を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 80 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、40 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテル内に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルから当該所有者に連絡し、その指示に従って返還します。所有者が判明しない場合、所有者に連絡することができない場合又は所有者から指示がない場合は、遺失物法その他の関係法令に従い、所轄警察署に提出する等、

適切に取り扱います。

ただし、飲食物、使用済みの衛生用品その他腐敗、変質、危険又は衛生上の問題が生じるおそれがあり、保管することが困難な物品については、関係法令に従い、必要な確認及び記録を行った上で処分することがあります。

なお、所有者の指定する場所へ送付する場合の送料その他送付に要する費用は、所有者の負担とします。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

2026年10月1日改定

【別表第1】 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

内 訳		
宿 泊 者 が 払 う べ き 総 額	宿泊料金	1. 基本宿泊料(室料+夕・朝食料金) (サービス料込み)
	追加料金	2. 追加飲食(夕・朝食以外の飲食料)及びその他の利用料金 (サービス料込み)
	税 金	イ. 消費税 ロ. 入湯税
備 考	1. 基本宿泊料は、当館のパンフレット・チラシ・ホームページ等、旅行代理店のパンフレット・チラシ・ホームページ等、インターネットのホームページ等に掲示する料金になります。 2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは、大人料金、子供用食事と寝具を提供したときと、寝具のみを提供したときは別途定める料金を頂きます。	

【別表第 2】 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約申込人数 契約解除の 通知を受けた日	14名まで	15～30名まで	31～100名まで	101名以上
不泊	100%	100%	100%	100%
当日	50%	50%	70%	70%
前日	20%	20%	50%	50%
2日前	20%	20%	20%	25%
3日前	20%	20%	20%	25%
4日前	10%	10%	20%	25%
5日前	10%	10%	20%	25%
6日前	10%	10%	20%	25%
7日前	10%	10%	20%	25%
8日前	—	—	10%	15%
14日前	—	—	10%	15%
15日前	—	—	—	10%
30日前	—	—	—	10%

(注) 1. パーセント（％）は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく 1 日分(初日)の違約金を頂きます。
3. 団体客(15 名以上)の一部について、契約の解除があった場合、予約人数に関わりなく、
取り消した人数に対して、上記取消料が適用されます。